

平成29年 2 月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年 3 月 1 日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

島田委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時21分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第52号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）

【報告事項】

- 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について（資料②）
- 第12次鳥獣保護管理事業計画（案）について（資料③⑦）
- 第 4 期ニホンジカ適正管理計画（案）について（資料④⑧）
- 第 4 期イノシシ適正管理計画（案）について（資料⑤⑨）
- 第 2 期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）について（資料⑥⑩）
- 徳島県食品表示の適正化に関する条例の見直しについて（資料⑪）

小原危機管理部長

危機管理部から 2 月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の、県土整備委員会説明資料（その 3）により、御説明を申し上げます。

資料の 1 ページをお開きください。

まず、平成28年度一般会計補正予算についてでございます。

一般会計補正予算の総額は、最下段計の欄から 2 列目に記載のとおり 9,956 万円の増額補正をお願いするもので、補正後の予算額は62億 1,733 万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開きください。

課別に、補正の主な事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

一般管理費の摘要欄①給与費において組織改編による人員増に伴う増額などにより、危機管理政策課全体で 1 億 2,339 万 5,000 円の増額補正を計上いたしております。

3 ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄①防災対策指導費では、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業における、補助金の精算による減額などにより、とくしまゼロ作戦課全体で1億1,817万2,000円の減額補正を計上いたしております。

4 ページをお開きください。

消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費では、消防防災へり充実強化事業における、事業費の精算による減額などにより、消防保安課全体で366万1,000円の減額補正を計上いたしております。

5 ページを御覧ください。

生活安全課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄②消費者情報センター運営費では、非常勤特別職の新設に伴う報酬の増額などにより生活安全課全体で476万9,000円の増額補正を計上いたしております。

6 ページをお開きください。

消費者行政推進課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費では、平成28年度より、鳴門合同庁舎の所管が危機管理部に移されたことに伴う施設管理費の増額など、消費者行政推進課全体で2,203万5,000円の増額補正を計上いたしております。

7 ページを御覧ください。

安全衛生課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①上水道施設整備管理指導費では、国の補正予算に対応するため、将来にわたり持続可能で、災害時においても、安全で良質な水道水を供給できるよう、水道施設の耐震化対策を支援する経費の増額など、安全衛生課全体で7,119万4,000円の増額補正を計上いたしております。

8 ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

まず、とくしまゼロ作戦課では、防災対策指導費として、安心とくしまネットワーク基盤強化事業などにおいて、災害時情報共有システムなどの再構築に当たり、熊本地震の教訓を踏まえたシステム構成の検討に不測の日時を要したことや、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業において、市が実施する一部の事業で、工事等の遅れにより、年度内の完成が見込めないことなどにより8,863万7,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、消防保安課では、航空消防防災体制運営費につきまして、消防防災へりの更新に関して、機体の製造、調達に不測の日時を要したことなどにより20億3,040万円の繰越しをお願いするものであります。

最後に、安全衛生課では、上水道施設整備管理指導費において、市町が実施する水道事

業の一部で関係者との調整などに不測の日時を要したことにより 1 億 4,837 万 9,000 円の繰越しをお願いするものであります。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、6 点御報告いたします。

はじめに、本日御報告させていただきます、第12次鳥獣保護管理事業計画など四つの計画につきましては、去る11月議会において計画素案として御報告させていただいたところであります。

その後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントや環境審議会鳥獣部会での御意見等を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、改めて、御報告させていただくものでございます。

本日は、前回からの変更点を中心に御説明させていただきます。

お手元に御配付の資料 1 を御覧ください。

表面については、前回から変更はございませんが、1、目的といたしましては、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展を目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、各計画を策定するものであります。

2、計画の内訳といたしましては、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等に関する第12次鳥獣保護管理事業計画をはじめ、生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大しているニホンジカやイノシシ、ニホンザルを管理するための適正管理計画の案を取りまとめたところでございます。

3、計画期間といたしましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。

裏面を御覧ください。

4、変更、修正点といたしましては、まず、①第12次鳥獣保護管理事業計画（案）についてであります。

農林水産業等に係る被害防止を目的とした有害駆除における、ニホンザルの許可基準を1人当たり5頭以内を必要数に変更させていただいております。

二つ目ですが、県民の皆様が、野鳥観察できる場所として、出島野鳥公園など県有2施設を追加させていただいております。

次に②第4期ニホンジカ適正管理計画（案）につきましては、シカの個体数管理目標の半数をメスジカとし、捕獲並びに繁殖の抑制を強化してまいります。

次に③第4期イノシシ適正管理計画（案）につきましては、平成26年度イノシシの推定生息数を約1万3,600頭から約1万2,300頭に修正しておりますが、平成29年度の年間捕獲目標を6,000頭から6,600頭以上に増やしていくことにより、平成35年度末の推定生息数を5,310頭としていた目標を5,000頭以下とし、個体数管理を強化してまいります。

なお、詳細につきましては、お手元に御配付の資料2から5までの概要版と、資料6から9までの全体版を御参照いただければと存じます。

今後は、関係部局と連携して、計画の取組状況を評価点検しながら、鳥獣の保護管理を適正に推進してまいります。

6 点目は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例の見直しについてであります。

お手元に御配付の資料10を御覧ください。

1，見直しの趣旨でございますが、産地偽装など、食品の信頼を脅かす事案に対応し、関係機関と連携した監視指導、普及啓発による食品表示の適正化を促進するため、条例の見直しを行いたいと考えております。

2，見直しの概要といたしましては、市町村や消費者団体との連携により、新たに食品表示適正化推進員を設置し、消費者目線での監視活動など、実効的な産地偽装防止対策を講じるものでございます。

3，今後の予定といたしまして、食の安全安心審議会での御議論や、4月に実施するパブリックコメントを踏まえ、6月議会におきまして、条例案を提出したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

島田委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩佐委員

私のほうから何点か質問させていただきます。

事前委員会でもお聞きしたんですけれども、災害時の体制の強化対策ということで、県庁や支庁、出先の庁舎に大型モニターであったりとかネットワークボードというのを設置して、発災時の対応に当たるといようなことであつたと思います。ただ、若干重複するのかもしれませんが、そういったシステムを発災時に動かしていくためには、やはり電力というものがなければそれが動かないということなんですけれども、各庁舎等の停電対策というのは十分なんでしょうか。

金井危機管理部次長

ただいま、災害時の県の施設等の停電対策についての御質問でございますが、県庁本庁舎をはじめ、徳島合同庁舎、あるいは南部総合県民局の阿南庁舎、美波庁舎では、外部からの電力供給が停止した場合を想定し、72時間分の非常用発電設備を整備しており、これを動かすのに必要な燃料も備蓄しております。

一方、内陸部の西部総合県民局の美馬庁舎、三好庁舎、それと吉野川庁舎については、今年度事業として、現在、自家発電施設と燃料タンクを整備中であり、これが完了すれば、

県庁及び主要な庁舎においては停電時でも72時間の電力供給が可能となることであります。今後は、こうした整備と併せまして、大規模災害時には、使用機器の制限でありますとかエレベーターの稼働停止など、節電対策を徹底して長時間、非常用電源が稼働できるよう対応したいと考えております。

岩佐委員

停電対策というのも72時間分は確保できているということですが、それに加えて、こういったネットワークということなので、災害発生時というのはいろんな方が電話、携帯を使ったりで電話回線もよくパンクをしてつながらない状況というのはよく聞きます。県として、その庁舎間の連絡や、職員さん同士の通信手段というのでも確保しておく必要があるかとは思いますが、そのあたりはどういう状況になっておるのでしょうか。

金井危機管理部次長

ただいま、災害時の通信手段の確保といったことの御質問でございますが、まず、固定電話につきましては、災害時、電話が集中してつながりにくいということが想定されますので、県では、災害時でも優先的な通話が可能な災害時優先電話という回線を危機管理部でありますとか災害対策を担う所属など県庁で32回線、出先庁舎で26回線を確保しております。また、固定電話が断線した場合でも通信可能となるような県庁や出先の各庁舎、あるいは国や市町村、消防など、防災関係機関との間で防災行政無線を整備しておりますし、あわせて、衛星携帯電話も現在10台確保しているところでございます。特に防災行政無線につきましては、デジタル化、IP化もしておりますし、電話、ファクシミリの通信のほか、災害時情報共有システムなどのデータ送信も可能となっております。発災時には、まず情報伝達、情報共有というのが最も重要でありますので、現在、様々な便利な通信手段も開発されて進化してきております。こうした動向も踏まえまして、引き続き有効で確実な通信手段の構築を進めてまいります。

岩佐委員

様々な通信手段の確保ができているということなんですけれども、こういった通信手段、特に防災行政のデジタル化とかもあります。こういった通信手段というのは、県庁職員皆さんが例えば使えるような状況になっているのか、災害対策本部が立ち上がったときに、部長級であったりとか災害対策の職員というのは使えるのかもしれないんですけども、いろんな方々が使えるような状況になっているのか、またそういう研修等が行われているのでしょうか。

金井危機管理部次長

現在、様々な通信手段につきまして、職員が誰でも扱えるようになっているのかという御質問でございます。先ほど申しました防災行政無線とか衛星携帯電話などは、やはりま

だ一部の担当者しか、ふだんから利用していないとか、その他の職員でも大規模な訓練のときしか使っていないというような面もありまして、岩佐委員御提案のとおり、発災時に誰もが使えるようにしておくということは重要であると考えております。

今回、事前委員会でも県庁 B C P の見直し案を報告させていただいておりますが、この計画を確実に実行して、業務継続が図られるよう、今後は職員向けのミニ訓練というのを実施することにしておりまして、ただいま、岩佐委員が御提案いただきましたので、無線機とか衛星携帯電話など、様々な通信方法につきましても関係する職員が誰でも使えるような訓練の実施というのにも検討してまいりたいと思っております。

岩佐委員

いろんな研修等を踏まえて、誰もが使えて対応できるようなそういう体制づくりというのをしていただきたいと思います。そういったハード面の整備というのもあるんですけども、先ほども答弁の中でもありました、その発災時に重要だと思うのは、本当に情報を集めること、集約をしてそれを分析して出していくということが重要だと思います。

会派の視察で鳥取県を訪れたときなんですけども、鳥取県では常設の災害対策本部があって、そこに大型のモニターがあって、いろんな情報が集まってくる。それを発信していくということも研修をしてきたんですけども、その中で、鳥取県と徳島県は相互応援協定を結んでいるというようなことで、鳥取県においては徳島県のいろんな情報がモニターできると聞きました。ただ、それは鳥取県との協定であって、例えば、四国 4 県であったり、今度南海トラフが起こったときとか、この関西広域連合内といった、そういう他県との情報共有というのが今できているのか。また、それぞれに、例えば、情報を集めるフォーマットと言うんですか、標準化というのができているのかということについてちょっと教えていただきたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

情報共有のフォーマット、それからお互いに情報を交換する仕組みについての御質問でございます。

まず、情報共有につきましては、最近では地図の上にいろんな情報を重ね合わせるような、鳥取県でもそういうタイプであったかと思いますが、市町村や各庁舎から、被災状況でありますとかその配備体制、こういったものを入力して、それを同時に関係者で共有をする、こういう仕組みのシステムがそれぞれ各県で整備をされております。この整備をされているシステムにつきましては、中四国の相互応援協定、それから鳥取県との相互応援協定、また四国内での相互応援協定、こういったものに基づきまして、それぞれ I D の交換をさせていただいております。それを交換することで、お互いに相手側のシステムに入り込んで、その県のモニターができるという状況でございます。

また、フォーマットの共有について、現状としましてはシステムの開発元の企業がそれぞれ別々の考え方でつくっております、項目でありますとか、データの形については今

のところ互換性がないという状況です。そのためにそれぞれ直接に相手のシステムに入り込んで確認をするという状況でございます。ただ、この状況は余りいい状況ではございませんので、県としては数年前から内閣府に対しまして、政策提言として、情報の共有化をより促進するための、フォーマットの標準化の提言を行っているところでございます。徳島県としては、この標準化に向けて、例えば、独立行政法人防災科学技術研究所との協定を締結して、国に対しての働きかけを強めていく。また、官民連携として、現在はセブン&アイホールディングスと、彼らは全国規模で一つのシステムを持っておりますので、そういったところと組んでシステム連携を行うことで、事実上の標準化というものを目指していくという取組を進めております。

岩佐委員

国に対してもいろいろ政策提言をしているということでもあります。

先ほどにも述べましたが、本当にいろんな情報をまず集めること、そして分析をして出していくという、例えば何が足りないとかいうのを他県であったり、そういう周りに対して発信をして、そこからの応援を迅速に行っていくという上においても、その標準化、フォーマットの統一化というのは大変重要なものだと思います。今後もそれをできるように徳島県から発信をして、提言をしていっていただきたいと思います。

続いてなんですけれども、消費者庁の移転について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

この7月に新しく新未来創造オフィスができるということで、消費者庁等の全面移転に向けた第1歩というのを踏み出したように思います。ただ、それは、オフィスができたというのが一つのゴールではなくて、その先というのは進めていかなければいけないと思うんですけれども、その全面移転に向けた平成29年度の予算であろうかと思います。そこでまずもう一度確認をさせていただきたいんですけども、その全面移転に至る道筋の中で、このオフィスというのはどのように位置付けられて、どのような成果を出すことが期待をされているのか、説明をお願いいたします。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、岩佐委員から消費者庁の全面移転の道筋につきまして御質問を頂いたところでございます。

この道筋につきましては、昨年9月の政府、まち・ひと・しごと創生本部の決定の中に示されているところでございます。この方針の中で、正にこの消費者庁の新未来創造オフィスの設置が明記されたわけでございますけれども、このオフィスの設置につきましては、消費者庁等の全面移転の可否も含めた規模の拡大に向けた試行としても位置付けられておるところでございます。3年後をめどに検証、見直しを行うと記載されております。そして、この検証、あるいは見直しに際しましては、このオフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したのかの実績によるということが明記されているところ

でございます。

言い換えますと、全面移転につなげていくためには、この新しいオフィスにおいて確実に成果を生み出し、その成果を全国に展開をしていただくということが極めて重要になっているというところでございます。

県といたしましても、今議会に提案させていただいております当初予算等を活用させていただきまして、消費者庁の新オフィスを全力でサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

消費者庁等の全面移転に向けて、今回設置をされる新オフィスで成果を上げて、それを全国へ展開をしていく、それが不可欠であるというようなことで、よくわかりました。

ただ、新オフィスがあるわけなんですけども、それ自体は消費者庁のものが来るということでありまして、先日、岡村長官も来県をされて、いろいろ話をされた。新聞記事にも載ってたんですけども、この3年での成果をまず出すことが目標であって、その後の移転については判断をするということをおっしゃっておりました。

その移転に向けて、待っているだけではなく、こちらからも積極的に消費者庁の取組に対して関与していくべきだと思っております。

これも事前委員会で話をさせていただきました、オープンスペースを設け、いろんな方とセッションができるということですが、そのオープンスペースというのが本当に働き方改革というだけではなくて、その消費者行政を推進していく上でも大変有効だと思っております。

そこで、県として、具体的に新オフィスというのをどのように今後サポートをして、どのように成果を生み出してもらうのかというところをお聞かせ願います。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、岩佐委員から、来年度以降どういう形で新オフィスをサポートしていくのかという御質問を頂いたところでございます。

新オフィスのサポートにつきましては、我々危機管理部だけでなく、それを超えて全庁で対応していくということが必要になってくると思っているところでございます。

そのため、消費者庁移転推進の統括本部がございまして、その統括本部として、平成29年度予算では三つの目標を掲げております。一つが、消費者庁の新オフィスの活動を全力でサポートすること。二つ目が、新次元の消費者行政、消費者教育を展開し、成果を全国発信すること。三つ目が、働き方改革や企業の地方移転を強力に推進をしていくことということでございます。

この三つの目標のもと、全庁で49事業、6.6億円を計上させていただいているところでございます。このうち、新オフィスへの活動を全力でサポートすることに関しましては、国の方針の中でも消費者行政を支える人的資源とそのネットワークの構築を図るというこ

とが重要視されておるところでございますので、県内の関係団体等が集まるオープンスペースとして徳島消費者行政プラットフォーム、これは事前委員会で岩佐委員から、できるだけ消費者庁との連携がとりやすい場所というような御提案を頂いたところでございますので、正にその消費者庁と同じ県庁の10階に整備をしていきたいと思っておるところでございます。

また、新次元の消費者行政、消費者教育につきましては、消費者庁がこの新しいオフィスで行おうとする各種プロジェクトがございます。そういったものと連携をし、県としても一定の成果を出して、消費者庁ともその成果を共有し、国としての取組に生かしていただけるようにしてまいりたいと思っておるところでございます。

また、今のは本県の取組ですけれども、近隣の、例えば関西広域連合では新たに政府機関等対策プロジェクトチームというものも設置をしていただいたところでございます。

また、四国におきましても、消費者行政に関する共同事業ができないかというようなことで、今、正に具体的な調整を進めているところございまして、県内、あるいは県外からこの新オフィスをサポート、応援していく態勢をしっかりと構築してまいりたいというふうに考えております。

岩佐委員

プラットフォーム、オープンスペースを県庁10階に設けるということで、いろんな話が出てきて消費者行政が進んでいくような県のサポートの態勢であったりとか、県の取組というのがよくわかりました。

ただ、最終的にはやはり移転に関しては国が決めることであろうかと思えます。関西広域連合の中でもプロジェクトチームをつくって取り組むということなんですけれども、徳島県だけがしっかり来てくれと動いてたとしても、それは結果に結び付かない場合もあるかと思えます。国に対してももっともっと積極的に働きかけるべきだと思うんですけれども、今後、国に対してどのようなことを移転に向けて求めていくんでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、岩佐委員から、国に対してどういうことを求めていくのかという御質問を頂いたところでございます。

冒頭申し上げました国の方針、まち・ひと・しごと創生本部の方針におきましては、3年後の全面移転に向けた評価する項目として、新オフィスの活動ということも大きな項目になるんですけれども、それ以外に、徳島県を中心とした交通通信網、あるいは各府省庁共通のテレビ会議システムの整備状況なども含まれているところございまして、これらの項目につきましては、徳島県だけが一生懸命努力しても、いかんともし難いという部分もあるものでございます。

また、これらの項目につきましては、新しいオフィスで他省庁との会議、あるいは連絡調整を行う際でありますとか、あるいは研修会等々の参加をするというような、そのオ

フィスの活動成果を上げるためにも、必要な確保が望まれるものでございます。そういうことで、こういった項目につきましては、正に国において主体的に取り組んでいただけますよう、昨年、11月には消費者庁をはじめ、関係省庁に対し政策提言を行ってきたところでございますけれども、私どもといたしましては、やはり全面移転に向けた道筋をしっかりとつけていきたいという強い思いを持っておりますので、今後とも引き続き、また粘り強く国に対し要望してまいりたいと思っておりますのでございます。

岩佐委員

いろんな評価項目等があって、徳島県を中心とした交通網とか通信網とかいう話もありましたし、また省庁間の共通のテレビ会議システム、これもまだ全然動いていないと聞いております。そういうところの整備をしていくよう国に働きかけるといようなことで県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そういった県であったり、また国の取組というのも当然重要だと思うんですけども、加えて、やはり消費者庁の移転、消費者行政というのはやっぱり県民の皆さん一人一人の活動だと思っております。そういう意味でも、県民の皆さんがしっかりと関心を持ってもらって、そして、移転を成功させるというのがやはり重要なことだと思っております。

そこで、本年度最後の県土整備委員会でもあるということで、7月の消費者行政新未来創造オフィスの設置に向けて、またその先の全面移転に向けた危機管理部としての強い意気込みというのを聞かせていただけたらと思います。

小原危機管理部長

ただいま、岩佐委員から、消費者庁の全面移転に向けた危機管理部としての意気込みをということでございます。

岩佐委員からも御紹介がありましたように、この7月には県庁の10階に消費者庁のオフィスができるということで、鋭意、消費者庁とも連携をとりながらその準備に向けていろいろと進めているところでございます。

ここに行き着きましたのも、これまでにわたり、数度にわたる議会からの意見書を頂いたこと、それから国への数次にわたる要望活動にも、議員の皆様方が御参加いただいたことが今日の成果になったというふうに思っております。改めて厚くお礼を申し上げます。

今後の取組でございますが、先ほども御紹介がありましたが、先週の日曜日、2月26日に岡村消費者庁長官が本県に初来県されました。そのときに、マスコミの方からの取材もあったわけですが、長官からは、こういった消費者行政に係るいろんな問題、課題解決を、徳島県をフィールドにしていろいろ取り組んでいきたいと。その徳島県で取り組んだものを日本のモデルとしてなるようなものを是非成果としてつくり上げていきたいといった心強いお言葉も頂いたところでございます。

来年度には我々もかなり額の張った予算をお願いしております。その中で、例えば、消費者情報センターを全県展開していくとか、それから消費者教育につきましても、大学等

とも連携して新たな教材を開発していくとか、各学校にそういった消費者教育、それからいわゆる倫理的消費と言いますか、エシカル考え方を取り入れたエシカル消費の意識を子供たちにも植え付けていくといったことの事業もお願いをしているところでございます。

こういった取組によりまして、今、岩佐委員がおっしゃっていただきましたけども、県民の一人一人の消費者行政に対する意識、消費者問題に対する意識を高めていく。そして、徳島県からいろんな新しい消費者の問題を全国に展開していけるようなものを県民の皆様と一緒にやってつくり上げていくということが、3年後のすばらしい成果となって現れていくんだろーと思っているところでございますので、県民の方々にはいろんな機会を通じて、この試みに関心を持っていただいて、是非協力していただくといった形で進めていきたいなと思っております。

もとより、この消費者庁の徳島移転の問題は、大きくは政府機関の地方移転ということでございまして、東京一極集中を是正する。そのために、新しい人の流れを地方に、都会から地方へという流れをつくっていく、その一つの突破口としてされているという政策でございまして。今、働き方改革の問題も大きくクローズアップされておりますが、こういった働き方改革にも通じるものだと理解しておりますので、本県のこの取組が、少し大きな話にはなりますけども、これまでの日本の形を大きく変えていく、その試金石となるんだという強い意識を持って今後取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

岩佐委員

本当に、最後、決意といいますか熱い思いを頂きまして、ありがとうございます。

消費者庁の移転というのは本当に徳島県の最重要の施策であるというふうに私も思っております。議会としてもしっかりとサポートしていきたいと思っておりますし、知事はじめ、また理事者の皆さん、そして県民の皆さん、オール徳島で全面移転が実現できるように今後とも取り組んでいただきたいと思います。その全面移転ができるよう頑張りたいと、それを強く要望いたしまして、これで終わります。

寺井副委員長

11月定例会でも質問をしたわけでございますけれども、食の安全・安心の確立について、より一層、消費者目線に立った対策で取り組むべきではないかということで質問をさせていただきました。

そのとき、先ほど説明がございました資料10の徳島県食品表示の適正化に関する条例の見直しという御答弁を頂いたわけでございますけれども、せっかく条例ができて、その後、産地偽装が発生するなど、いろいろと県のほうも大変だなと感じるわけでございます。この食品表示の適正化に関する条例の見直しに関して、市町村職員や消費者団体関係者との連携を強化し、新たに食品表示適正化推進員を設置するとございます。この食品表示適正化推進員とは、どういうお仕事をなさるのか、お聞きしたいと思います。

久米食の安全安心担当室長

ただいま、寺井副委員長のほうから食品表示適正化等に関する条例の見直しに関しまして、食品表示適正化推進員とはどういうものかといった御質問を頂きました。

食品表示適正化推進員には、この度、市町村版や消費者団体版食品表示Gメン制度として新たに創設するものでございます。市町村や消費者団体から推薦を受けた食品表示の適正化に熱意と見識のある方に対しまして県から委嘱することを検討しています。県と協働して、地域に根差した食品表示の適正化に関する活動をしていただくことと考えてございます。

寺井副委員長

今、農業も六次産業化等々がございまして、新たに加工品をつくったりいろいろする方向にありまして、その中でこういう表示の偽装というか、いろんな部分でもこれから大変だなと思うわけですし、その辺をきちんとチェックするということでございます。特に市町村を含めてやっていくということで非常に有り難い制度になっていくのかなと思っております。

県の職員が食品表示Gメンとして活躍をしていると聞いておるわけでございますけれども、違いはどういうことなのか、また県と市町村や消費者団体との協働でどうたっているわけでございますけれども、どのような連携を図っていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

久米食の安全安心担当室長

県の食品表示Gメンと市町村版、消費者団体版Gメンの違い、それから県とどのような連携を図るのかという御質問を頂きました。

県の食品表示Gメンは、安全衛生課をはじめ、県民局や保健所の職員、さらには東京本部、大阪本部の職員を含め、総勢77名で構成してございます。食品表示法など、関連法令に基づきまして立入検査、指導、報告の徴収をはじめとして、食品の収去や勧告、命令等の法執行業務を実施してございます。

一方、食品表示適正化推進員につきましては、法執行業務ではなく、不適正表示や疑義情報を県へ通報していただくとか、食品表示の正しい知識の普及・啓発、そして、リスクコミュニケーションに積極的に参加していただきまして、御意見を述べていただくなど、県の食品表示Gメンと連携して、監視の強化も含め、地域に根差した食品表示の適正化の推進に御協力を頂くこととして考えてございます。

寺井副委員長

法的に執行できるかできないかという部分にあるのかと思うわけです。指摘する側としては、なかなか現場で厳しい話もしていかなきゃいけないので、推進員も大変かとも思っ

たりもしますけれども、進めていただいて、徳島県産の食品が安全だということをきちんとお伝えできるような世界を、是非つくりあげていただきたいと思います。

市町村や消費者団体と連携した監視の強化も重要であると思いますし、産地偽装防止対策という観点からは、その実効性が確実に上がるよう、罰則を強化することも検討すべきではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

久米食の安全安心担当室長

ただいま、産地偽装防止対策の観点から、実効性が確実に上がるよう罰則を強化すべきではないかという御質問を頂きました。

食品表示の不適正表示事案につきましては、まずは指導から行いまして、個別事案に合わせまして指示、措置命令等により是正措置を図っていくこととなっております。

ただ、産地偽装等悪質な事例に関しましては厳正な態度も必要であると考えてございます。その点から申しますと、寺井副委員長から御指摘のとおり、産地偽装防止対策の実効性を向上させるためには、罰則の強化も効果的な方策の一つと認識しているところでございます。

そこで、寺井副委員長の御指摘も踏まえ、まずは十分に庁内で議論を重ねた上で、議会をはじめ、食の安全安心審議会等での御議論を頂きながら、産地偽装防止対策の実効性の向上について、現行法令による罰則の適用や、食品表示適正化推進員との協働による監視対策の強化を含め、総合的に勘案しながらその方向性を見定めつつ、最適な方法を検討してまいりたいと考えてございます。

寺井副委員長

指導と罰則を強化しないとなかなか守られていかないというのは、本当に非常に残念ですが、現実には徳島県でもいろいろと起こってますよね。そこらを上手に使っていかないと変になっていくという部分もありますので、徳島県産のものから産地偽装がないような世界を是非つくりあげていただきたいと思いますようお願いをして、質問を終わります。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号、議案第 4 号、議案第 52 号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

小原危機管理部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきまして深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍をいただきますよう祈念いたしまして御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

小原危機管理部長

危機管理部を代表いたしまして一言お礼を申し上げたいと思います。

島田委員長さん、寺井副委員長さんをはじめ、委員の皆様方にはこの 1 年間、危機管理部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり御指導、ごべんたつを賜りまして誠にありがとうございました。委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御提言、御指導をしっかりと受け止めまして、喫緊の課題である防災、危機管理体制の強化や、消費者庁等の移転をはじめとする、くらし安全行政について、より一層、推進してまいりたいと考えております。

今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

島田委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（12時10分）